

特許チャレンジコンテスト

知的財産の活用による企業価値の向上

～自社技術を権利化し、商品力をアップ～

コンテストの概要

大分県では、知的財産の創出を促進し、産業競争力の強化を図るため、優秀な特許案件を出願した中小企業等を顕彰します。さらに、優秀な特許案件を出願した中小企業等のうち、本顕彰対象期間に初めて出願した中小企業等も新たに顕彰します。

つきましては、令和5年度の受賞候補を以下のとおり募集しますので、お知らせします。

I コンテストの応募

1 受付期間

令和5年10月20日（金） ～ 令和5年1月26日（金）（必着）

2 提出書類(8部提出)

- ・令和5年度「特許チャレンジコンテスト」応募用紙（別紙様式）
- ・出願書類の写し（明細書、図面を含む。）
- ・出願番号受領書の写し
- ・明細書中で引用されている類似技術、先行技術等についての資料
- ・応募時直近の決算報告書
- ・その他（参考資料、会社案内パンフレット等）

3 応募の方法

(1) 郵送又は直接持参

※郵送の場合は、特定記録郵便やレターパックなど、追跡記録の残る郵送方法により発送してください。

(2) 応募様式は、大分県ホームページからダウンロード可能。

4 提出・問い合わせ先

〒 870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県商工観光労働部 新産業振興室 新産業・技術振興班 萩原、成迫

TEL 097-506-3278

FAX 097-506-1753

E-Mail hagiwara-kanae@pref.oita.lg.jp

5 注意事項

- (1) 応募及び審査会に係る経費は応募者の負担です。
- (2) 応募いただいた書類は返却しません。
- (3) 被頭彰特許案件となった場合については、受賞企業等名、発明の名称及び概要等について、県のホームページ等で公表することがあります。

II コンテストの概要

1 応募者の資格

ア 中小企業基本法第2条第1項の各号に該当する中小企業者のうち、県内に主たる事業所もしくは研究開発部門を有するもの

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

イ 県内の大学、高専、短大、専門学校、高校

2 頭彰の対象となる特許案件

ア 上記1（応募者資格）の中小企業者または大学等が、
令和5年1月1日から令和5年12月31日までに特許庁に出願した国内の特許案件であること。
(大学・高専、公設試験研究機関等との共同出願案件も可。この場合、代表となる企業等が応募する。個人名での出願は不可とするが、①～イによる応募の場合は認める。)

イ 上記1（応募者資格）の中小企業者または大学等による応募は、**1者1件までとする。**

(注意) 令和5年1月1日から令和5年12月31日までに拒絶査定を受けたものは、頭彰の対象外として取扱います。

3 賞金及び被頭彰数

- ・ 1件あたり賞金20万円
- ・ 被頭彰数4件以内（うち1件以内は、本頭彰対象期間に初めて出願した中小企業等が対象）※賞金は、応募企業（学校）あてに支払います。

4 表彰式

表彰式は令和6年3月に開催予定。

5 審査基準

以下の観点から、総合的に審査します。

- ① 出願技術の新規性、独創性
- ② 企業化への実現可能性
- ③ 市場性

Ⅲ 審査方法

1 ヒアリング

応募のあった企業等に対して電話等による事前ヒアリングを行うことがあります。

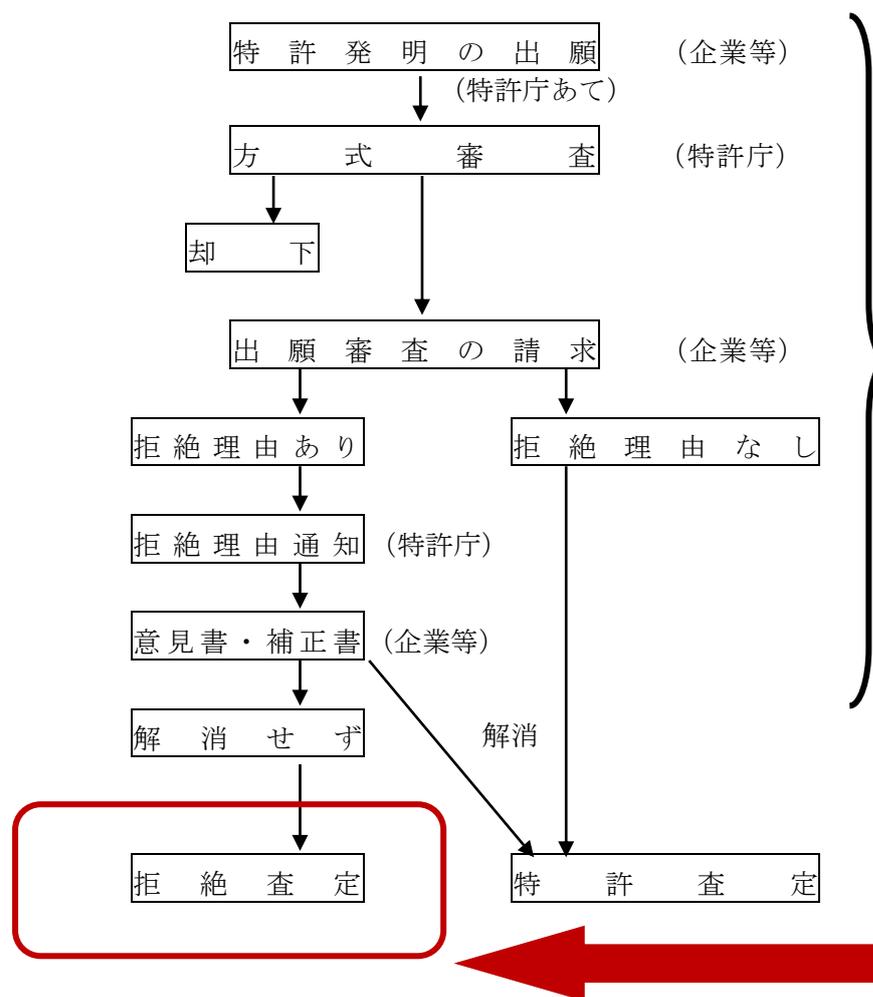
2 審査会の実施

- (1) 審査会は、応募内容等についてヒアリング形式で行います。
- (2) 被顕彰案件は、審査結果に基づき2月～3月頃決定します。
※現地調査を実施する場合があります。
- (3) 審査会時に配布を受けた資料は、審査会終了後、速やかに廃棄します。
- (4) 審査委員は、主催者及び学識経験者で構成し、守秘義務を負った者とします。

Ⅳ 顕彰企業等の留意点

- 1 顕彰企業等は、本賞金を活用し、特許出願にかかる審査請求等の費用に充当するなど、知的財産の権利化に向けた取組みに努めてください。
- 2 顕彰企業等には、進捗状況等の報告は必要ありませんが、県からヒアリングさせていただくことがあります。
- 3 賞金は、原則口座払いです。
- 4 この顕彰は、知的財産権の活用を促進するために実施するものであり、特許庁の審査に関係するものではありません。
- 5 表彰式には、原則、出席するようにしてください。

V 特許手続の流れ



令和5年1月1日から
令和5年12月31日ま
でに出願を完了したも
のが対象です。
なお、出願審査の請求
は行っていなくても構
いません。

令和5年1月1日から
令和5年12月31日ま
でに拒絶査定を受けた
場合は対象外としま
す。

コンテストの流れ

